



INFORMATION

市役所からのお知らせ

青少年の悩みや心配事は
わかさ相談電話

電話☎(862)3225

秋田市少年指導センター

青少年の悩みや心配事を、
お気軽にご相談ください。
面接相談にも応じています。

相談日 月～金曜日(祝日を除く)
午前9時～午後4時

1 女性のための 行政学習会への 参加者を募集します

市政に関心のある18歳以上の女性が対象です。まちづくりや福祉をはじめとする秋田市の施策と取り組みについて学びます。施設見学や体験学習などもある楽しい学習会です。奮ってご応募ください。参加は無料です。とき／7月から11月までの平日の午前中に8回(託児もありません)ところ／市役所裏の職員研修棟ほか定員／抽選で10人

2 商業統計調査にご協力ください

申し込み はがき、FAX、Eメールのいずれかに、住所、氏名(ふりがな)、生年月日、電話番号、託児の希望、関心のある分野・事業などを書いて、5月31日(金)必着まで、〒010 8560 秋田市役所男女共生政策室 ☎(866)2141、FAX(866)2405 E-mail ro-plmw@city.akita.akita.jp

6月1日(土)、商業統計調査が全国一斉に行われます。この調査は、商業の実態を明らかにし、国や都道府県・市区町村における商業の育成、中心市街地区の活性化など、流通産業施策のための基礎資料となるものです。

全国の卸売業、小売業を営むすべての事業所が調査の対象となります。5月下旬から調査員がつかがいますので、ご協力をお願いします。

3 国民生活基礎調査にご協力ください

各調査日の前後に、調査の対象となる世帯へ調査員がつかがい、聞き取り調査を行いますので、ご協力をお願いします。

出生動向調査 6月1日(土)を調査日に、出生率の低下と原因の究明に関すること 国民生活基礎調査(世帯票)・保健福祉動向調査 6月6日(木)を調査日に、世帯の状況、健康の状態に関すること 国民生活基礎調査(所得票) 7月18日(木)を調査日に、所得・貯蓄に関すること

納税しめぞうつ咲かせよう 夢あるまちを

問い合わせ は保健総務課 ☎(883)1170、は保護課 ☎8662096

4

市税の 納税相談窓口を 休日も開設します

5月は「市税完納強調月間」です。

まだ平成13年度分の市税を納めていないかたは、5月中に納付するようにしましょう。市税の納付は、便利な口座振替をご利用ください。

なお、市では、休日市税(市県民税、固定資産税、軽自動車税)・国保税の納付窓口を開設します。ご利用ください。

休日の窓口開設

5月18日(土)・19日(日)・25日(土)・26日(日)、午前8時30分から午後5時まで
問い合わせ 市県民税・固定資産税・軽自動車税などは納税課 ☎(866)2059、国民健康保険税は国保年金課 ☎(866)2189

5 あなたの焼却炉は 使用できますか？

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく廃棄物処理基準が改正され、廃棄物焼却炉の構造基準が次のとおり強化されました。今年12月1日からは、処理能力の大小に関わらず、構造基準に適合させなければいけません。なお、廃棄物処理基準に従って行う焼却などを除いて、廃棄物の焼却は禁止されています。

廃棄物焼却炉の構造基準

1 焼却炉内の温度を測定できる温度計を設置し、800度以上で燃焼させること
2 空気取入口・煙突以外は密閉し、外気と遮断した状態でごみを投入できること(二重扉や連続投入装置の設置)



光沼アリーナの開館時間が延長 光沼アリーナは、午後9時まで利用できます。使用申し込み、お問い合わせは、光沼アリーナ☎(847)4602へどうぞ。(体育課)